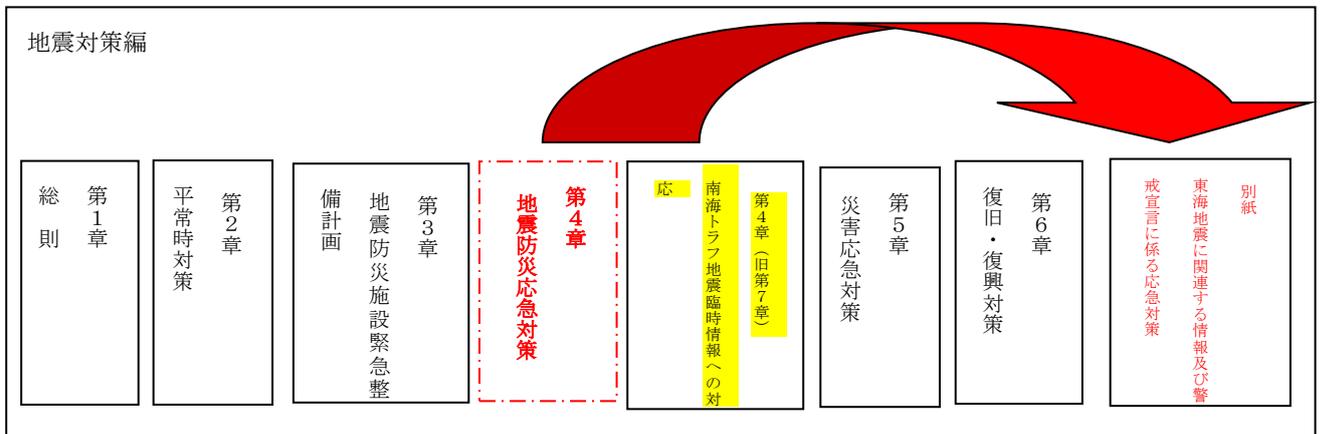


## 補足資料 富士宮市地域防災計画修正案の概要説明

### 1 構成に関する修正

(1) 地震対策編構成の見直し（章の移設）

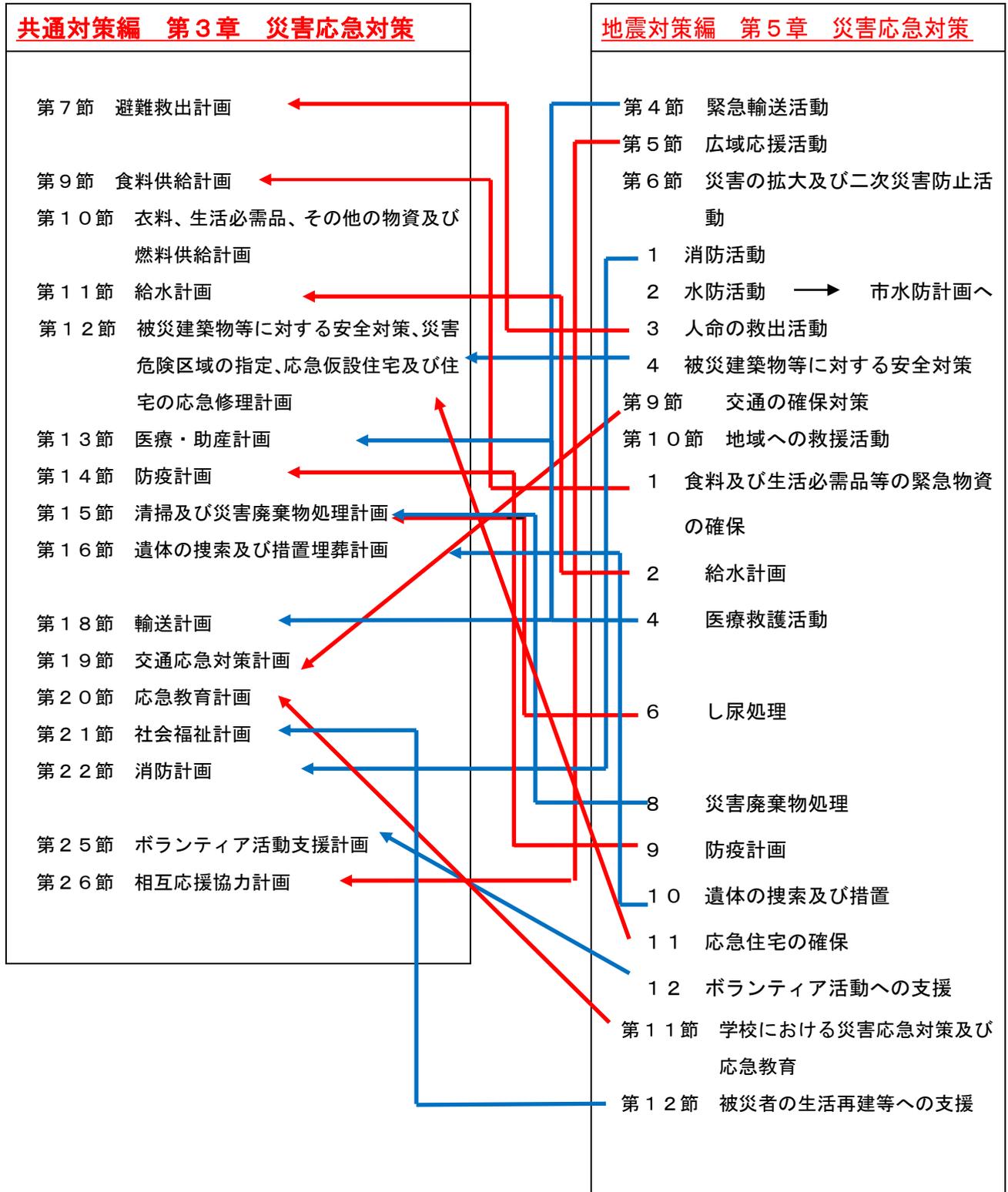
静岡県地域防災計画の構成の変更（「東海地震警戒宣言」等に代わり、令和元年5月に南海トラフ上のどこかで大地震が発生した際、他の地域でも後発地震発生確度が高まったことを知らせる「南海トラフ地震臨時情報」が運用を開始したが、静岡県地域防災計画では運用停止した東海地震に関連する情報に係る防災対応が規定されており、わかりやすい構成にするため、地震防災応急対策を移設し、構成を変更した。）に伴い、県と同様の構成とし、従前の「第4章地震防災応急対策」を地震対策編の「別紙」に移設し、従前の第7章「南海トラフ地震臨時情報への対応」を第4章に移設しました。



(2) 地震対策編構成の見直し（節を一部移設）

静岡県地域防災計画の構成の変更（地震対策編を整理し、あらゆる災害に共通する内容を共通対策編に移設）に伴い、地震対策編第5章「災害応急対策」のうち、一部重複していた箇所を、あらゆる災害に共通する内容の共通対策編第3章「災害応急対策」等へ移設しました。

イメージ図



## 2 国防災基本計画、静岡県地域防災計画の修正等に伴うもの

### (1) 住民の早期避難に向けた取組、避難情報の適切な発令

静岡県が推進する災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」の推進についてを記載を追加しました。

#### 第2章 災害予防計画

##### 第8節 住民の避難体制

##### 5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

(1)から(3)まで 省略

(4) 市及び県は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

## (2) 避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備

国の防災基本計画の一部改正に伴い、避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備を図る努力義務についての記載を追加しました。

### 第2章 災害予防計画

#### 第8節 住民の避難体制

##### 1から3まで 省略

#### 4 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

##### (1) 避難所の指定

##### アからウまで

エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症発生した場合の対応を含め、平常時から避難所のレイアウトや動線等確認しておくとともに、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館、公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

- (3) 緊急輸送ルートの確保に向けた道路網の整備、道路占用の制限、無電柱化の促進  
緊急輸送ルートの確保に向けた道路網の整備、道路占用の制限、無電柱化の促進を図る記載を追加

## 第23節 災害に強いまちづくり

### 1から3まで 省略

4 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

- (4) 避難所における食物アレルギーへの配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握等や食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める記載を追加

## 第9節 食料供給計画

### 1 計画の主旨

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し、食料品を確保し支給するため市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

## (5) 盛土対策の推進

盛土対策の推進人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に関する詳細調査、撤去、擁壁設置、支障除去等の対策の国による支援・危険が確認された盛土についての各法令に基づく速やかな是正のための行政指導・行政処分、対策完了までの避難情報の発令基準等の見直しに係る県から市町への適切な助言・支援を行う旨の記載を追加。

### 第5節 盛土災害防除計画

- 1 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。
- 2 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
- 3 県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

## 3 その他修正事項

### (1) 指定公共機関の追加

指定公共機関に楽天モバイル株式会社を追加指定したことに伴う修正

### (2) 時点に基づく更新等

各箇所の時点に基づく更新を行った。